



平成29年11月30日  
一般社団法人フレイトフォワードーズ協会

## 貿易手続等に係る官民協議会（第2回）資料

### CYカットタイムの短縮

24時間ルールへの対応状況とカット日の短縮への対応

#### 1. 24時間ルールへの対応状況

同じ24時間ルールでも国によって異なり、十把一絡げには議論できない。  
米国向けとEU向けと中国向けでは対応が異なる。以下、各々について述べる。

- 1) 米国向け                   \*\*AMS(Automated Manifest System)制度\*\*  
フォワーダー(NVOCC)が介在する場合のハウスB/L情報のファイリングが要求されている。

##### ① FCLの場合

- Day N-3 (CYカット日) コンテナ詰め完了し、コンテナをCYへ搬入  
海貨業者よりマスターB/L情報(Dock Receipt)を、NACCSのACL経由もしくは紙ベースで  
船社(ターミナル)へ送付。同時に海貨業者より船社へ提出したDock Receipt及び  
ハウスB/L用のB/L InstructionをNVOCCへ送付
- Day N-2 船会社より米国税関国境警備局(USCBP:US Customs and Border Protection)へ  
マスターB/L情報送付(AMS①)  
NVOCCより米国税関(USCBP)へハウスB/L情報送付(AMS②)
- Day N-1 AMS①(Master B/L情報)とAMS②(House B/L情報)がマッチしているかどうか確認  
マッチしていれば完了、アンマッチであれば相違点を確認し修正し、マッチングの  
最終確認。
- Day N-0 入港日(=船積み)

##### ② LCLの場合(NVOCCによる混載)

- Day N-4 (CFSカット日) 海貨業者より許可済み貨物のCFSへ搬入  
海貨業者よりハウスB/L情報をNVOCC(CFS)へ送付(ACL又は紙Dock Receiptベース)
- Day N-3 (CYカット日) CFSにて混載貨物のコンテナ詰め完了し、コンテナをCYへ搬入  
CFSオペレーターよりマスターB/L情報(Dock Receipt)を、NACCSのACL経由  
もしくは紙ベースで船社(ターミナル)へ送付
- Day N-2 船会社より米国税関国境警備局(USCBP:US Customs and Border Protection)へ  
マスターB/L情報送付(AMS①)  
NVOCCより米国税関(USCBP)へハウスB/L情報送付(AMS②)
- Day N-1 AMS①(Master B/L情報)とAMS②(House B/L情報)がマッチしているかどうか確認し、  
マッチしていれば完了、アンマッチであれば相違点を確認し修正して再送信  
マッチングの最終確認。
- Day N+0 入港日(=船積み)



③ 意見

米国向けに関しては現状の体制では、入港 3 営業日前のCYカットにせざるを得ない。

船積み 24 時間までに、船社 AMS①と NVOCC AMS②とのファイルの一致の確認が必要である。

米国税関(USCBP)からの DNL(Do not Load)の指令が出た場合の修正する時間が必要となる。

不正入力には、DNL とは別に罰金規定があり、常にそのリスクを抱えており、確実にファイリングを実行できる時間が必要である。

情報と貨物のカット日の分離も検討できるが、現在は、コンテナ番号ならびにシール番号が、空コンテナピックアップ後でないと判らないので、事前に情報を入手できることが必要である。

2) 欧州(EU)向け \*\*ENS 制度(Entry Summary)\*\*

現状では、NVOCC が介在する場合でも、船会社側の一次情報(マスターB/L)のみファイリング。

① (FCL)

実荷主が業務委託する海貨業者が、Shipper/Consignee を NVOCC からの Shipping Instruction に基づき貨物情報を ACL もしくは紙ベース(Dock Receipt)にて船会社へ伝達。

② (LCL)

CFS オペレーターが混載コンテナの B/L 単位での B/L 情報を船社へ送付(ACL もしくは Dock Receipt) 個々のハウス B/L 情報のファイリングは行っていない。

③ 意見

ハウス B/L 情報のファイリングがないので、CYカット日の短縮には NVOCC として異論はない。

また、北欧州向けは寄航する航路が一つだけの中で、カット日を含む航海所要日数と外国のハブ港でトランシップする航路との比較の中で、本邦港湾のより効率的な運用ができるのではないか。

(例)Tokyo - Rotterdam

(東京 CYカット) - (ETA-ETD Tokyo) to Rotterdam

直航航路 : (水) - (日-火) to Rotterdam 航海日数 28days, カット日からの起算 34days

台湾経由 : (金) - (土-日) to Rotterdam via Taipei 同上 31days、カット日起算 33days

3) 中国(上海)向け

当初は、CYカット日を 1 日前倒しもしくは書類カット日をカット日前日に設定する動きがあったが、

現在は、従前通りの入港 1 日前となっている。フォワーダー(NVOCC)のハウス B/L 情報は送信されていない。

2. カット日を短縮することへの対応

欧州向けに関しては、NVOCCとしては、船社が対応可能であれば問題ないと思量する。

米国向けに関しては自社でAMS送信しているNVOCCにとってやや難である。仮に1日早まり

48時間前になった場合、入力～送信～結果確認(必要により修正)を実質1日で行なうこととなり、

顧客に対し、より正確な情報伝達をタイムリーに行うよう強く要請していく必要がある。